

# 幼稚園 保育所 入園・入所児申し込み受付



## 募集期間：10月5日(月)～10月30日(金)



※幼稚園と保育所との併願はできません。 ※対象年齢は平成28年4月1日現在です。  
 ※桜谷幼稚園は保育所さくら園と合同運営を実施しています。

## 幼稚園

4・5歳児	対象児	平成22年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた幼児				
	実施園	日野幼稚園	西大路幼稚園	南比都佐幼稚園	必佐幼稚園	桜谷幼稚園
	定員(各年齢)	70名	35名	35名	70名	20名(保育所含む)
	通園区域	小学校の通学区域と同じです。 ・ただし日野と必佐の通園区域に該当する園児は、通園区域柔軟化対応モデル事業により、他園を選択することもできます。(※参照)				
	保育時間	【4歳児】4月…午前中保育／5月～3月…一日保育 【5歳児】4月～3月…一日保育				
3歳児	対象児	平成24年4月2日から平成25年4月1日までに生まれた幼児				
	実施園	日野幼稚園	南比都佐幼稚園	必佐幼稚園	桜谷幼稚園	
	定員	40名	20名	40名	20名(保育所含む)	
	通園区域	日野地区・鎌掛地区・西大路地区	南比都佐地区・日野地区・鎌掛地区	必佐地区	東桜谷地区・西桜谷地区	
	保育時間	4月……………午前中保育 5月……………月・水・木曜日は午前中保育 火・金曜日は一日保育 6月～9月……月・火・木・金曜日は一日保育 水曜日は午前中保育 10月～3月……一日保育				

- **申し込み** 提出書類：「入園願」および「施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書」  
 提出書類は、教育委員会事務局・各幼稚園または、日野町ホームページにあります。  
 教育委員会事務局または各幼稚園へ提出して下さい。
- **備考** ①保育時間 午前中保育…午前8時半(午前9時までに登園) から午前11時まで  
 一日保育……午前8時半(午前9時までに登園) から午後2時まで(給食あり)  
 ②入園は定員を超えた場合、抽選のうえ決定します。  
 ・入園を志望する幼稚園に兄弟姉妹が在籍する見込みがある入園志望者は抽選によることなく入園していただきます。  
 ・抽選にもれた場合は、第2希望の幼稚園に入園していただきます。(第2希望先は通園区域を問いません)  
 ③申込期間内に提出書類の提出をお願いします。

### ※通園区域柔軟化対応モデル事業について

日野幼稚園と必佐幼稚園が通園区域になっている園児で、小規模園の特徴を活かした保育を受けることなど、他園への入園を希望される場合は、教育委員会または各幼稚園へお申し出下さい。ただし、必佐幼稚園の通園区域から、日野幼稚園への入園を希望することはできませんのでご了承下さい。

## ●日野幼稚園で「預かり保育」を継続して試行します!!

少子化や核家族化、保護者の就労形態の多様化、女性の社会進出などにより、子どもを取りまく環境が大きく変化しています。

教育委員会ではこうした状況を踏まえ、日野幼稚園において、子育て支援の一環として「預かり保育」モデル事業を実施しています。

日野幼稚園に入園希望または在園している方で「預かり保育」を希望される方は、入園児募集期間中に「預かり保育申請書」を教育委員会事務局または日野幼稚園に提出してください。後日、面接を行い審査をして決定します。「申請書」は、教育委員会事務局および日野幼稚園にあります。

定員	30名
対象児	日野幼稚園に在園する4・5歳児で次のいずれかに該当する幼児 (1)保護者の就労、保護者または家族の長期的な通院、介護、看護等により、家庭が恒常的に留守の状態にある者 (2)その他、教育委員会が特に必要と認めたる者
保育期間	4歳児…入園式の翌日から終了式の日まで(進級児は始業式の日から) 5歳児…始業式の日から卒園式の前日まで(新入園児は入園式の翌日から)
保育時間	通常の教育時間終了後(午後2時) から午後4時30分まで 長期休業中は午前8時30分から午後4時30分まで
保育期間の休業日	土・日・祝 / 8月12日から1週間 / 12月29日から翌年1月3日まで その他園長が必要と認め、教育委員会の承認を得た日
保育料	通常の保育料と別に徴収
昼食	給食のない日はおかず入りのお弁当を持参

◆問い合わせ先 教育委員会事務局 学校教育課 ☎6564



保育所名	入所可能年齢	定員	保育時間
あおぞら園(村井)	7か月児～5歳児(就学前)	75名	午前8:00～午後4:00 (延長保育/午前7:30～午後6:00)
あおぞら園分園(鎌掛)	1歳児～2歳児	30名	
さくら園(北脇)	7か月児～5歳児(就学前)	60名	
こぼと園(三十坪)		90名	午前8:00～午後4:00 (延長保育/午前7:30～午後7:00)
わらべ保育園(いせの)	9週(産休明け)～5歳児(就学前)	100名	午前8:00～午後4:00 (延長保育/午前7:00～午後7:00)
第二わらべ保育園(大窪)		60名	

- 対象児** 保護者が仕事や病気、出産、介護などのため、家庭において十分保育することができない0歳児から5歳児までの乳幼児。
- 申し込み** 入所申込書(施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申込書兼保育所入所申込書)は、日野町ホームページ・福祉課・各保育所にあります。必要事項を記入・押印のうえ、福祉課または各保育所に提出してください。  
※産休や育児休業終了などで、年度途中からの入所を希望される場合も、必ずこの期間中に申し込みを行ってください。(この期間に申し込みのない場合は、入所いただけません)

◆問い合わせ先 福祉課 子ども子育て支援担当 ☎ 6573

- 社会保険等の被扶養者と認定される基準は...**
  - ・主として社会保険に加入されている方の収入により生計を維持されている親族
  - ・60歳未満の方は年間収入が130万円未満であること
  - ・60歳以上の方、もしくは厚生年金保険法による障害年金等の受給をされている場合は年間収入が180万円未満であること

現在、国保に加入されている方で、世帯の中に勤務先の社会保険に加入中の方がいる場合、次の基準に該当すると、被扶養者として社会保険に加入できることがあります。該当する方には、被扶養者認定の手続きをおすすめします。

ただし、勤務先の社会保険によっては扶養の認定基準が異なる場合がありますので、あらかじめ勤務先での確認をお願いします。

## 社会保険への被扶養者認定 手続きをおすすめします

- ・社会保険に加入されている方の年間収入の2分の1未満であること
- ※年金・失業等給付も年間収入の対象となります。

- 社会保険等の扶養になった時の利点は...**
  - ・国保は被保険者の人数によって保険料が増減しますが、社会保険は新たに被扶養者が増えてもこれまでの保険料が増えることはありません。
- 社会保険等の被扶養者に認定されたら...**
  - ・国保の喪失手続きが必要になります。
  - ・新しく被扶養者と認定された健康保険証
  - ・国民健康保険証
  - ・印鑑(スタンプ式でないもの)
  - ・をご持参のうえ、役場住民課保険年金担当へ届け出てください。

みんなで支え合う

# 国民健康保険



### ◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当  
☎ 6571